

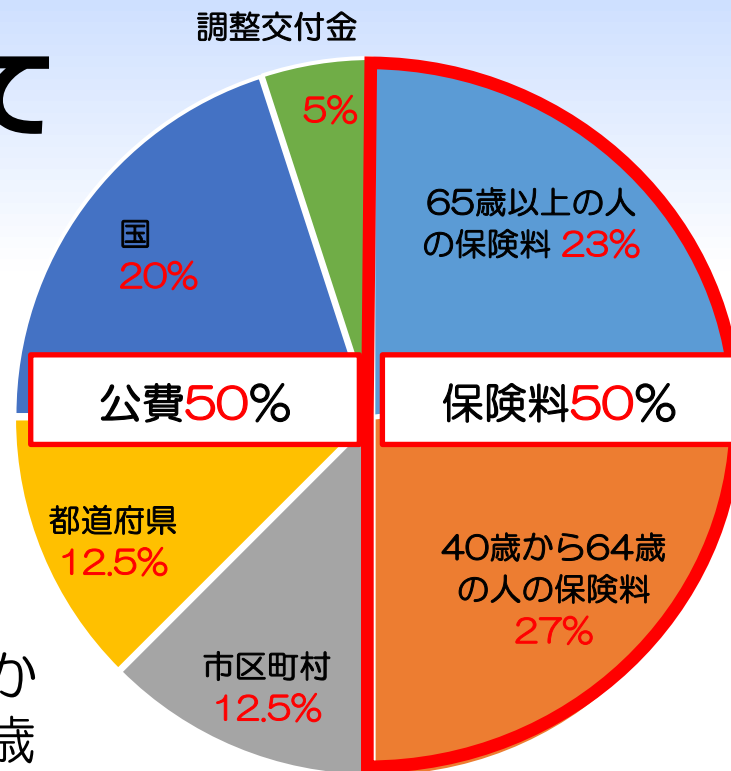
介護保険料額について

保険料の算定について

＜介護保険の財源＞

約50%が公費、残りの50%のうち約23%を第1号被保険者、27%を第2号被保険者の保険料で賄われています。

（令和6～8年度の割合）



＜保険料の算定方法＞

利用者負担を除いた介護保険サービスにかかる費用の総額の23%分に応じて、65歳以上の人の保険料基準額を決定します。

岩倉市の基準額
（令和6年度から3年間）
月額 5,391円

※市区町村によって異なります。

※介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

基準額をもとに

- ①本人の市民税の課税状況
- ②合計所得金額及び課税年金収入額
- ③世帯員の市民税の課税状況

などにより、16段階に振り分けられます。（基準額は「第5段階」）

保険料の算定の例



氏名：岩倉花子（70歳）

世帯：夫と2人世帯 夫：市民税課税

花子さん：市民税非課税 生活保護受給なし

本人収入：課税年金※のみ 100万円

（※国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金）

〈岩倉花子さんの場合〉

世帯員（夫）に市民税が課税されていて、本人（花子さん）が非課税、合計所得金額（収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額）と課税年金収入額の合計が80万円を超えている

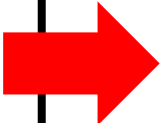
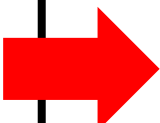
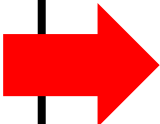


所得段階 第5段階
保険料額 64,600円（年額）

※みんなの介護保険利用ガイドブック最終ページ参照

保険料の軽減について

低所得者への負担軽減策として消費税を財源として、第1段階から第3段階の保険料軽減を行っています。

	軽減前	軽減後
所得段階	保険料年額	保険料年額
第1段階	29,400円	 18,400円
第2段階	44,300円	 31,300円
第3段階	44,600円	 44,300円

※みんなの介護保険利用ガイドブック最終ページ参照

40歳から64歳の人の 介護保険料の納め方

加入している医療保険の算定方法により
決められ、医療保険料と一括して納めます。

65歳になる年度の保険料

例：昭和34年9月20日生まれの人

※令和6年9月19日に65歳になる人

第2号被保険者

令和6年

4月	5月	6月	7月	8月
----	----	----	----	----



**医療保険の
保険者に納めます**

加入している医療保険の算定
方法により決定

第1号被保険者

令和7年

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	-----	-----	-----	----	----	----



岩倉市に納めます

所得段階に応じた介護保険
料の年額を月数で割った金
額を毎月納付